

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則.....（人事課） 1
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課） 1

訓 令

- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（人事課） 8
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令.....（法制文書課） 9

規 則

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第47号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

環境生活部の項中「第7条第1項」を「第7条の2第1項」に改める。

農政部の項6の事項中「第3項」を「第4項」に改める。

水産林務部の項6の事項を次のように改める。

- 6 北海道立道民の森の整備に関すること（石狩振興局に限る。）。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第48号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表保健福祉部の項中「医療政策局」を「地域医療推進局」に改め、同表経

済部の項中「食関連産業室」を「経済企画室 食関連産業室」に改め、同条第3項の表医療政策局の項中「医療政策局」を「地域医療推進局」に、「地域医師確保推進室 道立病院室」を「道立病院室」に改める。

第6条第2項の表政策局の項中「土地水対策課 経済調査課」を「土地水対策課」に改め、同表医療政策局の項中「医療政策局」を「地域医療推進局」に、「医療業務課」を「地域医療課 医療業務課」に改め、同表建設政策局の項中「施設防災課」を「維持管理防災課」に改め、同表土木局の項中「河川課 砂防災害課」を「河川砂防課」に改め、同条第3項の表に次のように加える。

保健福祉部総務課	社会保障制度改革推進室
----------	-------------

第7条第2項の総務部法人局の事項第1号中「関すること」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の総合政策部政策局の事項第8号を削り、同項の保健福祉部医療政策局の事項中「保健福祉部医療政策局」を「保健福祉部地域医療推進局」に改め、同項の保健福祉部子ども未来推進局の事項の次に次の1事項を加える。

経済部経済企画室

- （1） 経済施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- （2） 景気対策の総合調整に関すること。
- （3） 経済の調査及び分析に関すること。

第7条第2項の建設部建設政策局の事項に次の1号を加える。

- （6） 公共土木施設の維持及び管理に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。

第7条第3項の保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室の事項を削り、同項の保健福祉部医療政策局道立病院室の事項中「保健福祉部医療政策局道立病院室」を「保健福祉部地域医療推進局道立病院室」に改める。

第8条の5の学事課の事項第1号中「関すること」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加える。

第9条の3の経済調査課の事項を削る。

第10条の3の循環型社会推進課の事項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- （3） バイオマスの利活用の促進に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第11条の道民生活課の事項に次の1号を加える。

- （19） 北海道いじめ調査委員会に関すること。

第12条の総務課の事項に次の1号を加える。

- （5） 社会保障制度改革の推進に関すること。

第12条に次の1項を加える。

2 社会保障制度改革推進室の分掌事務は、前項の総務課の分掌事務のうち第5号に掲げる

事務とする。

第12条の2を次のように改める。

（保健福祉部地域医療推進局の課）

第12条の2 保健福祉部地域医療推進局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域医療課

- (1) 地域医療に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 救急医療に関すること。
- (3) 医療の普及及び向上に関すること。
- (4) 診療所に関すること。
- (5) 医療施設に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 地域の医師確保に関すること。

医務薬務課

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査及び医療安全相談に関すること。
- (2) 医療法人に関すること。
- (3) 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 看護学院に関すること。
- (5) 看護職員の確保に関すること。
- (6) 死体の解剖及び保存に関すること。
- (7) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器に関すること。
- (8) 薬局並びに医薬品等の製造販売業、製造業及び販売業に関すること。
- (9) 毒物、劇物等の取締りに関すること。
- (10) 覚醒剤の取締りに関すること。
- (11) 麻薬、向精神薬、あへん及び大麻の取締りに関すること。
- (12) 安全な血液製剤の安定供給の確保に関すること。
- (13) 臓器等の移植医療の推進に関すること。
- (14) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (15) その他薬事に関すること。

第13条の総務課の事項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第14条の3の農業経営課の事項第10号中「経営構造対策」を「強い農業づくり事業」に改め、同事項第11号を削り、同事項第12号中「アイヌ農林漁業対策」を「アイヌ農林漁業対策事業」に改め、「（他部課の主管に属するものを除く。）」を削り、同号を同事項第11号とし、同事項第13号中「農業就業構造の改善」を「農村地域工業等導入対策」に改め、同号を

同事項第12号とし、同事項第14号を削り、同事項中第15号を第13号とし、第16号を第14号とし、第17号を第15号とする。

第19条の施設防災課の事項中「施設防災課」を「維持管理防災課」に改め、同事項第1号及び第2号中「他部課」を「他部」に改め、同事項に次の2号を加える。

- (4) 公共土木施設の維持及び管理に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 公有水面の埋立てに関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第20条の道路課の事項中「道路に」を「道路の計画及び整備に」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

河川砂防課

- (1) 河川の計画及び整備に関すること。
- (2) ダムの計画及び整備に関すること。
- (3) 砂防の計画及び整備に関すること。
- (4) 地滑り防止の計画及び整備に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 急傾斜地崩壊対策の計画及び整備に関すること。
- (6) 雪崩対策の計画及び整備に関すること。
- (7) 土砂災害防止に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 海岸の計画及び整備に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 災害復旧に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第20条の河川課の事項及び砂防災害課の事項を削る。

第29条の表北海道男女平等参画審議会の項の次に次のように加える。

北海道いじめ調査委員会

くらし安全局道民生活課

第29条の表中「医療政策局医療薬務課」を「地域医療推進局医務薬務課」に改め、同表北海道商工業振興審議会の項中「総務課」を「経済企画室」に改める。

第35条の3第4項中「治山林道」を「治山路網」に改める。

第38条第1項の表中「指導援助課」を「子ども支援課」に改め、同表根室振興局の部地域政策部の項中「地域政策課」を「地域政策課 北方領土対策課」に改め、同条第2項の表後志総合振興局産業振興部商工労働観光課の項、胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課の項、日高振興局産業振興部農務課の項、渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課の項、上川総合振興局産業振興部商工労働観光課の項、留萌振興局産業振興部農務課の項及び根室振興局産業振興部商工労働観光課の項を削る。

第39条第1項中「事項第10号に掲げる事務を」の次に「、石狩振興局の森林室にあつては森林室の事項第4号から第9号までに掲げる事務を」を加える。

第40条に次の1項を加える。

3 根室振興局地域政策部に置く北方領土対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

北方領土対策課

- (1) 北方領土問題等に係る施策の調整及び北方領土隣接地域内における施策の企画に関すること。
- (2) 北方領土問題等に係る情報及び関係資料の収集に関すること。
- (3) 北方領土問題等に係る世論の啓発に関すること。
- (4) 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関すること。
- (5) 北方地域元居住者等に対する援護等に関すること。
- (6) 交流等事業の推進に関すること。
- (7) 北方領土隣接地域における関係官公庁、市町及び諸団体との連絡調整に関すること。
- (8) 北方領土隣接地域振興対策根室地域協議会に関すること。

第40条の2第8項の地域支援課の事項第2号中「指導援助課」を「他課」に改め、同項の指導援助課の事項中「指導援助課」を「子ども支援課」に改める。

第40条の3中「、同事項第8号に掲げる事務にあつては後志総合振興局、上川総合振興局及びオホーツク総合振興局に」を削り、同条の林務課の事項第8号を削る。

第82条の表北海道立苫小牧病院の項を削る。

第87条に次の2項を加える。

- 2 緑ヶ丘病院にあつては、前項の庶務課のほか、地域支援室を置き、精神障害者の在宅生活支援に関する事務を分掌させる。
- 3 向陽ヶ丘病院にあつては、第1項の庶務課のほか、認知症疾患医療センターを置き、認知症の専門的診断、医療相談等に関する事務を分掌させる。

第119条中「企画総務課、」及び企画総務課の事項を削り、同条の相談判定課の事項を次のように改める。

相談判定課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 財務に関すること。
- (3) 障害者支援施設の入所調整に関すること。
- (4) 身体障害者及び知的障害者の更生援護に係る専門的な技術的援助等に関すること。
- (5) 心身障害者に対する生活指導に関すること。
- (6) 関係機関との連絡等に関すること。
- (7) 心身障害者に関する相談及びこれに付随する指導に関すること。
- (8) 心身障害者に対する心理学的判定及びこれに付随する指導に関すること。
- (9) その他他課の主管に属しないこと。

第130条及び第131条第1項中「訓練課」を「リハビリテーション課」に改める。

第262条の25第1項中「指導援助課」を「子ども支援課」に改める。

別表第1の7の事項の表後志総合振興局産業振興部後志北部地区水産技術普及指導所の項

中「後志総合振興局産業振興部後志北部地区水産技術普及指導所」を「後志総合振興局産業振興部後志地区水産技術普及指導所」に、「小樽市」を「小樽市 島牧村 寿都町 蘭越町 岩内町 泊村 神恵内村」に改め、同表後志総合振興局産業振興部後志南部地区水産技術普及指導所の項及び渡島総合振興局産業振興部渡島西部地区水産技術普及指導所の項を削り、同表渡島総合振興局産業振興部渡島中部地区水産技術普及指導所の項中「渡島総合振興局産業振興部渡島中部地区水産技術普及指導所」を「渡島総合振興局産業振興部渡島地区水産技術普及指導所」に、「北斗市」を「北斗市 松前町 福島町」に改め、同表檜山振興局産業振興部檜山南部地区水産技術普及指導所の項中「檜山振興局産業振興部檜山南部地区水産技術普及指導所」を「檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所」に、「乙部町」を「乙部町 せたな町」に改め、同表檜山振興局産業振興部檜山北部地区水産技術普及指導所の項及び留萌振興局産業振興部留萌南部地区水産技術普及指導所の項を削り、同表留萌振興局産業振興部留萌北部地区水産技術普及指導所の項中「留萌振興局産業振興部留萌地区水産技術普及指導所」に、「苫前町」を「留萌市 増毛町 小平町 苫前町」に改める。

別表第1の3の2の事項の表中

「	日高振興局産業振興部日高地区水産技術普及指導所静内支所	新ひだか町	日高町 新冠町 新ひだか町	」
---	-----------------------------	-------	---------------	---

を

「	後志総合振興局産業振興部後志地区水産技術普及指導所岩内支所	岩内町	島牧村 寿都町 蘭越町 岩内町 泊村 神恵内村	」
	日高振興局産業振興部日高地区水産技術普及指導所静内支所	新ひだか町	日高町 新冠町 新ひだか町	
	渡島総合振興局産業振興部渡島地区水産技術普及指導所松前支所	松前町	松前町 福島町	
	檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所せたな支所	せたな町	せたな町	
	留萌振興局産業振興部留萌地区水産技術普及指導所留萌南部支所	留萌市	留萌市 増毛町 小平町	

に改める。

別表第9保健福祉部の項の次に次のように加える。

保健福祉部地	医療指導	上司の命を受け、医療供給体制の整備並びに地域の医師確
--------	------	----------------------------

域医療推進局 地域医療課	参事	保に係る企画及び調整に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、医療供給体制の整備並びに地域の医師確保に係る企画及び調整に関する事務に従事する。
保健福祉部地域医療推進局 医療業務課	医療指導参事	上司の命を受け、医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整並びに医療技術に関する指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整並びに医療技術に関する指導等に関する事務に従事する。

別表第9 保健福祉部医療政策局医療業務課の項及び保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室の項を削り、同表保健福祉部医療政策局道立病院室の項中「保健福祉部医療政策局道立病院室」を「保健福祉部地域医療推進局道立病院室」に改める。

別表第10の(1)の事項の表東京事務所の室及び課の項中「室及び課」を「課」に改め、同表江差病院の項の次に次のように加える。

緑ヶ丘病院の地域支援室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
向陽ヶ丘病院の認知症疾患医療センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

別表第11の(1)の事項の表振興局（留萌振興局を除く。）の項の次に次のように加える。

振興局（根室振興局に限る。）	副局長	北方領土対策に関する特命事項を処理する。
----------------	-----	----------------------

別表第11の(1)の事項の表総合振興局等の保健環境部保健行政室及び保健環境部地域保健室の項の次に次のように加える。

東京事務所の課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（東京事務所長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
札幌道税事務所の課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（札幌道税事務所長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。

別表第11の(1)の事項の表中

「

東京事務所 東京事務所の室及び課	主幹	課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
---------------------	----	-----------------------------------

を

緑ヶ丘病院の地域支援室	副室長	室長を補佐し、室の事務を整理する。
向陽ヶ丘病院の認知症疾患医療センター	副センター長	センター長を補佐し、センターの事務を整理する。
東京事務所 東京事務所の課	主幹	課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。

に、

東京事務所の室、課及び支所	を	東京事務所の課及び支所	に、
---------------	---	-------------	----

デイ・ケア科長	上司の命を受け、担任のデイ・ケア業務に従事する。
---------	--------------------------

を

デイ・ケア科長	上司の命を受け、担任のデイ・ケア業務に従事する。
相談支援科長	上司の命を受け、担任の相談支援業務に従事する。
臨床心理科長	上司の命を受け、担任の心理判定業務に従事する。
作業療法・デイケア科長	上司の命を受け、担任の作業療法業務及びデイ・ケア業務に従事する。
訪問看護科長	上司の命を受け、担任の訪問看護業務に従事する。

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総合政策部政策局経済調査課	経済部経済企画室
保健福祉部医療政策局医療業務課（医療政策グループの職員である者に限る。）	保健福祉部地域医療推進局地域医療課
保健福祉部医療政策局医療業務課（看護政策グループ及び医務業務グループの職員である者に限る。）	保健福祉部地域医療推進局医務業務課
保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室	保健福祉部地域医療推進局地域医療課
保健福祉部医療政策局道立病院室	保健福祉部地域医療推進局道立病院室
経済部総務課（経済企画グループの職員である者に限る。）	経済部経済企画室
建設部建設政策局施設防災課	建設部建設政策局維持管理防災課
建設部土木局道路課（維持管理グループの職員である者に限る。）	建設部建設政策局維持管理防災課
建設部土木局河川課（河川管理グループの職員である者に限る。）	建設部建設政策局維持管理防災課
建設部土木局河川課（事業調整グループの職員である者に限る。）	建設部土木局河川砂防課
建設部土木局砂防災害課（事業管理グループの職員である者に限る。）	建設部建設政策局維持管理防災課
建設部土木局砂防災害課（砂防・海岸グループ及び災害復旧グループの職員である者に限る。）	建設部土木局河川砂防課
心身障害者総合相談所企画総務課	心身障害者総合相談所相談判定課
旭川肢体不自由児総合療育センター訓練課	旭川肢体不自由児総合療育センターリハビリテーション課
空知総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課総務係	空知総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課相談支援係
空知総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課	空知総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課
石狩振興局保健環境部児童相談室地域支援課総務係	石狩振興局保健環境部児童相談室地域支援課相談支援係
石狩振興局保健環境部児童相談室指導援助課	石狩振興局保健環境部児童相談室子ども支援課

後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課
後志総合振興局産業振興部後志北部地区水産技術普及指導所	後志総合振興局産業振興部後志地区水産技術普及指導所
胆振総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課総務係	胆振総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課相談支援係
胆振総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課	胆振総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課
胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課食と観光推進室	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課
日高振興局産業振興部農務課馬産地対策室	日高振興局産業振興部農務課
渡島総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課総務係	渡島総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課相談支援係
渡島総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課	渡島総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課
渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課食と観光振興室	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課
渡島総合振興局産業振興部渡島中部地区水産技術普及指導所	渡島総合振興局産業振興部渡島地区水産技術普及指導所
檜山振興局産業振興部檜山南部地区水産技術普及指導所	檜山振興局産業振興部檜山地区水産技術普及指導所
上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課総務係	上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課相談支援係
上川総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課	上川総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課食・観光戦略室	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課
留萌振興局産業振興部農務課健康産業支援室	留萌振興局産業振興部農務課
留萌振興局産業振興部留萌北部地区水産技術普及指導所	留萌振興局産業振興部留萌地区水産技術普及指導所
オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課総務係	オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課相談支援係
オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課	オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課
十勝総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課総務係	十勝総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課相談支援係
十勝総合振興局保健環境部児童相談室指導	十勝総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課

援助課	ども支援課
釧路総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課総務係	釧路総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課相談支援係
釧路総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課	釧路総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課
根室振興局産業振興部商工労働観光課観光・交流戦略室	根室振興局産業振興部商工労働観光課

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

建設部建設政策局施設防災課長	建設部建設政策局維持管理防災課長
建設部土木局河川課長	建設部土木局河川砂防課長
建設部土木局砂防災課長	建設部土木局河川砂防課砂防災害担当課長
心身障害者総合相談所企画総務課管理係長	心身障害者総合相談所相談判定課総務係長
心身障害者総合相談所企画総務課企画係長	心身障害者総合相談所相談判定課主査
旭川肢体不自由児総合療育センター訓練課長	旭川肢体不自由児総合療育センターリハビリテーション課長
空知総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長
空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室健康推進課健康支援係長
空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室健康推進課精神保健福祉係長	空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室健康推進課主査
空知総合振興局保健環境部深川地域保健室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局保健環境部深川地域保健室健康推進課健康支援係長
空知総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課長	空知総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課長
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係長	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
空知総合振興局森林室森林整備課森林整備第一係長	空知総合振興局森林室森林整備課森林整備係長

空知総合振興局岩見沢食肉衛生検査所指導課試験検査係長	空知総合振興局岩見沢食肉衛生検査所指導課主査
石狩振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	石狩振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長
石狩振興局保健環境部保健行政室健康推進課精神保健福祉係長	石狩振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査
石狩振興局保健環境部千歳地域保健室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室健康推進課健康支援係長
石狩振興局保健環境部児童相談室指導援助課長	石狩振興局保健環境部児童相談室子ども支援課長
石狩振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
後志総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長
後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室健康推進課健康支援係長
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室長	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課主幹
胆振総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長
胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室健康推進課健康支援係長
胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室健康推進課精神保健福祉係長	胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室健康推進課主査
胆振総合振興局保健環境部児童相談室指導	胆振総合振興局保健環境部児童相談室子

援助課長	ども支援課長	ととされている者に限る。)	
胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係長	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	上川総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課長	上川総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課長
日高振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	日高振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係長	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
日高振興局保健環境部静内地域保健室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	日高振興局保健環境部静内地域保健室健康推進課健康支援係長	上川総合振興局北部森林室森林整備課森林整備第一係長	上川総合振興局北部森林室森林整備課森林整備係長
渡島総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	渡島総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長	留萌振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長
渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室健康推進課健康支援係長	留萌振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係長	留萌振興局産業振興部商工労働観光課主査
渡島総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課長	渡島総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課長	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長
渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係長	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
檜山振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	檜山振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長	宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係長	宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課主査
上川総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長	オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長
上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室健康推進課健康支援係長	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室健康推進課健康支援係長
上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室健康推進課精神保健福祉係長	上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室健康推進課主査	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室健康推進課精神保健福祉係長	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室健康推進課主査
上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室健康推進課健康支援係長	オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室健康推進課主査(母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室健康推進課健康支援係長
		オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室健康推進課精神保健福祉係長	オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室健康推進課主査
		オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課長	オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課長

オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係長	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
オホーツク総合振興局東部森林室森林整備課森林整備第一係長	オホーツク総合振興局東部森林室森林整備課森林整備係長
オホーツク総合振興局西部森林室森林整備課森林整備第一係長	オホーツク総合振興局西部森林室森林整備課森林整備係長
十勝総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	十勝総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援第一係長
十勝総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課長	十勝総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課長
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
十勝総合振興局森林室森林整備課森林整備第一係長	十勝総合振興局森林室森林整備課森林整備係長
十勝総合振興局森林室森林整備課森林整備第二係長	十勝総合振興局森林室森林整備課主査
釧路総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	釧路総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長
釧路総合振興局保健環境部児童相談室指導援助課長	釧路総合振興局保健環境部児童相談室子ども支援課長
釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
根室振興局保健環境部保健行政室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	根室振興局保健環境部保健行政室健康推進課健康支援係長
根室振興局保健環境部中標津地域保健室健康推進課主査（母子保健総合相談窓口・子育て支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	根室振興局保健環境部中標津地域保健室健康推進課健康支援係長
根室振興局産業振興部商工労働観光課観光・交流戦略室長	根室振興局産業振興部商工労働観光課主幹

（北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部改正）

4 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局

が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1項第4号中「交通安全状況調査又は」を削り、同項第8号中「及び第8号」を削り、同号エからコまでを削る。

（北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部改正）

5 北海道地方薬事審議会条例施行規則（昭和37年北海道規則第55号）の一部を次のように改正する。

第10条中「保健福祉部医療政策局医療業務課」を「保健福祉部地域医療推進局医務業務課」に、「農政部食の安全推進局畜産振興課」を「農政部生産振興局畜産振興課」に改める。

訓 令	
北海道訓令第3号	
本 庁 出 先 機 関	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
平成26年3月28日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令	
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。	
別表第1の代表課長専決事項第2項中「貸付する」を「貸与する」に改める。	
別表第4の総合振興局等の本庁総務部の分掌事項第3項中第2号を第6号とし、第1号を第5号とし、同号の前に次の4号を加える。	
(1) 第60条第4項の規定に基づき、市町村長からの報告を受理すること。	
(2) 第60条第6項の規定に基づき、市町村長が実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施すること。	
(3) 第61条の2後段の規定に基づき、市町村長に対し必要な助言をすること。	
(4) 第68条の規定に基づき、市町村長等からの要求又は要請に応じて、応援又は災害応急対策を実施すること。	
別表第4の総合振興局等の本庁総務部の分掌事項第3項に次の10号を加える。	
(7) 第72条第1項の規定に基づき、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示すること。	
(8) 第72条第2項の規定に基づき、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めること。	
(9) 第73条第1項の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置の全部又は一部を当	

該市町村長に代わって実施すること。

- (10) 第81条第1項の規定に基づき、公用令書を交付すること。
- (11) 第86条の14第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請すること。
- (12) 第86条の14第2項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示すること。
- (13) 第86条の18第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を要請すること。
- (14) 第86条の18第2項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示すること。
- (15) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下この項において「施行令」という。）第33条第1項の規定に基づき、災害応急対策を実施する車両についての確認を行うこと。
- (16) 施行令第33条第2項の規定に基づき、標章及び証明書を交付すること。

別表第4の総合振興局等の本庁総務部の分掌事項第4項第1号中「第24条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第2号中「第25条」を「第8条」に改め、同項第3号中「第26条第1項」を「第9条第1項」に改め、同表の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第13項第4号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改め、同項第5号中「第34条第3項」を「第37条第3項」に改め、同項第6号中「第35条」を「第38条」に改め、同表の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第26項から第28項までを削り、同事項第29項第4号中「（以下の項）」を「（平成16年北海道条例第89号。次号）」に改め、同項第6号中「指定手続規則」を「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。次号において「指定手続規則」という。）」に改め、同項を同事項第26項とし、同事項中第30項を第27項とし、第31項から第33項までを3項ずつ繰り上げ、同表の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第12項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

別表第5第3項第13号中「許可」の次に「又は登録」を加え、同項中第40号を第50号とし、第17号から第39号までを10号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の10号を加える。

- (17) 第58条の8第1項の規定に基づき、河川協力団体を指定すること。
- (18) 第58条の8第2項の規定に基づき、河川協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示すること。
- (19) 第58条の8第3項の規定に基づき、河川協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出を受理すること
- (20) 第58条の8第4項の規定に基づき、河川協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出に係る事項を公示すること。

- (21) 第58条の10第1項の規定に基づき、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせること。
- (22) 第58条の10第2項の規定に基づき、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (23) 第58条の10第3項の規定に基づき、河川協力団体の指定を取り消すこと。
- (24) 第58条の10第4項の規定に基づき、河川協力団体の指定を取り消した旨の公示をすること。
- (25) 第58条の11第1項の規定に基づき、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること。
- (26) 第58条の12の規定に基づき、河川協力団体と協議すること。

別表第5第13項第42号中「。以下この項において「流域下水道条例」という。」を削り、「第11条」を「第10条」に改め、同項中第43号から第46号までを削り、同表第31項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

別表第6の集中業務室長の決裁事項の項中「又は担当課長」を削り、同表の東京事務所長の決裁事項の項中「行政課長」を「当該事務を所管する課長」に改め、同表の心身障害者総合相談所長の決裁事項の項中「企画総務課長」を「相談判定課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

北海道訓令第4号

本 庁
出 先 機 関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

別表の付表中

「 政策局土地水対策課 政策局経済調査課	「 地 水 経 調」	を
「 政策局土地水対策課	「 地 水」	に、「医療

政策局医療薬務課」を「地域医療推進局地域医療課」に、「医 薬」を「地 医」に、
「医療政策局地域医師確保推進室」を「地域医療推進局医務薬務課」に、「医 推」を
「医 薬」に、「医療政策局道立病院室」を「地域医療推進局道立病院室」に、

「 | 総務課 | 経 総 | 」を

「 | 総務課 | 経 総 | に、「建設
| 経済企画室 | 経 企 | 」

政策局施設防災課」を「建設政策局維持管理防災課」に、「建 防」を「建維管防」に、

「 | 土木局河川課 | 河 川 | を
| 土木局砂防災害課 | 砂 防 | 」

「 | 土木局河川砂防課 | 河 砂 | 」に改める。

別記第3号様式中「あ て 名」を「宛 名」に改める。

別記第5号様式中「あ て 先」を「宛 先」に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「あ
て先」を「宛先」に改める。

別記第9号様式中「あ て 先」を「宛 先」に
改め、同様式末尾欄外注1の事項中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。